

第4条・第5条の申請添付書類の他に太陽光発電設備用地への転用の場合以下の書類も添付する

転用目的	書類名	備考	チェック欄	
			県用	町用
太陽光発電設備 (FIT 認定を必要とするもの)	経済産業省の事業計画認定通知書の写し			
太陽光発電設備 (FIT 認定を必要としないもの)	電力売電契約書の写し	自己託送制度を利用する場合を除く		
	小売電気事業者を営もうとする者の登録通知	自己託送制度を利用する場合を除く		
	送配電事業者との接続契約書の写し	自己託送制度を利用する場合を除く		
	一般送配電事業者からの「託送供給の承諾のお知らせ」	自己託送制度を利用する場合は添付		
	事業スキームの説明資料			

※留意事項

太陽光発電設備の設置事業で、その規模が発電出力30kw以上のものについては、東吾妻町豊かな自然環境の保全及び利用の手続に関する条例(土地開発事業計画)の協議が必要。

問い合わせ先 町・企画課